

ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する緊急の集中監督指導実施状況

1 監督指導実施状況（主に平成28年2月・3月に実施）

監督実施事業場数：196件

（このうち、労働基準監督署と地方運輸機関との
合同監督・監査数：102件）

2 バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 ※1	主要違反事項 ※2		
		労働時間	健康診断	休日
196	166 (84.7)	95 (48.5)	39 (19.9)	15 (7.7)

※1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。

※2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。

なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

3 バス運転者に関し、改善基準告示の違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 ※3	改善基準告示違反事項 ※4					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
196	119 (60.7)	43 (21.9)	82 (41.8)	41 (20.9)	9 (4.6)	54 (27.6)	5 (2.6)

※3 「違反事業場数」欄は、改善基準告示違反が認められた事業場数である。

※4 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。

なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。